

経審結果通知書の有効期限について

契約検査課

経審結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）の有効期限は、**審査基準日より1年7ヶ月（建設業法施行規則第18条の2）**となっています。

有効期限が切れている場合は、契約の締結ができません。

新しい経審結果通知書が届いたときは、遅滞なく契約検査課（電話63-2278）へ写しを提出してください。

なお、有効期限切れの事態を防ぐためには、**経営事項審査を毎年受審**されるようお願いします。

平成16年3月1日から、総合評定値は希望者のみに通知されるよう改正されています。本市の入札参加資格を希望される方につきましては、「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」に**総合評定値が記載**されていることが必要ですので、受審に当たっては必ず**総合評定値の通知を希望**されるようお願いします。